



福県医発第2271号（地）
平成23年12月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

インフルエンザワクチンの安定供給について

「インフルエンザワクチンの安定供給対策」につきましては、平成23年8月25日付け福県医発第1280号（地）にてお送りしておりますが、一般、ワクチンの在庫状況からワクチンが全国的に十分に流通しており、全国的な融通が必要となる状況の発生は考えにくいとして、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン15万本全量を一般に供給すること等、融通用ワクチンの取扱いについて、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 融通用ワクチン約15万本（1mL換算）については、平成23年12月2日をもって製造業者等に対し、全量を一般に供給するよう依頼することとしたこと。
なお、平成23年10月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡にて連絡したとおり、平成24年1月より、北里第一三共ワクチン株式会社から約120万本のワクチンが供給予定である。
2. 1により融通用ワクチンが供給解除された後に、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に連絡すること。
3. 早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、連名通知の記2「（4）予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。
4. 接種シーズンの終盤までワクチンを在庫として保管した後返品することは、安定供給の妨げとなる。そのため、状況によっては、厚生労働省は、接種シーズンの終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することがあること。

平成23年12月8日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保 坂 シゲリ

インフルエンザワクチンの安定供給について

「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」は、平成23年8月23日付（地Ⅲ101）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、ワクチンの在庫状況からワクチンが全国的に十分に流通しており、全国的な融通が必要な状況の発生は考えにくいとして、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン15万本全量を一般に供給すること等、融通用ワクチンの取扱いについて、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し別添の通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 23 年 12 月 2 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

インフルエンザワクチンの安定供給について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成 23 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号、薬食血発 0808 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知により、お願いしたところです。

現時点では、ワクチンは全国的に流通しており、全国的な融通が必要な状況の発生は考えにくいところです。

今般、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチンの取扱いについて、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。貴会におかれましてもよろしく御承知おき下さい。

今後もワクチンの安定供給確保に御協力をお願いいたします。



健感発1202第1号
平成23年12月2日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



インフルエンザワクチンの安定供給について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成23年8月8日付け医政経発0808第1号、健感発0808第1号、薬食血発0808第2号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「連名通知」という。）により、周知したところである。

ワクチンの在庫状況一覧を毎週送付しているが、当該在庫状況から、ワクチンは全国的に流通していることが確認でき、現時点では、全国的な融通が必要な状況の発生は考えにくいところである。

ついては、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下関係者に対してご指導方よろしくお願いしたい。

記

- 1 融通用ワクチン約15万本(1mL換算)については、平成23年12月2日をもって製造業者等に対し、全量を一般に供給するよう依頼することとしたこと。
なお、平成23年10月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡にて連絡したとおり、平成24年1月より、北里第一三共ワクチン株式会社から約120万本のワクチンが供給予定である。
- 2 1により融通用ワクチンが供給解除された後に、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に連絡すること。
- 3 早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、連名通知の記2「(4) 予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。
- 4 接種シーズンの終盤までワクチンを在庫として保管した後返品することは、安定供給の妨げとなる。そのため、状況によっては、厚生労働省は、接種シーズンの終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することがあること。